【資料３】

# 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案　パブリックコメント意見集

| 関連する章 | 関連する条 | 意見の概要 | № |
|---|---|---|---|
| 全般 | | 今までの行政の会議は、いつも同じメンバーで、発言も無く、関心のなさが問題であった。少子高齢化を迎えた今、市民参加型の条例が出来たことは素晴らしいことだ。 | 1 |
| 全般 | | 市民が積極的に参画し、論議を深め制定したというところに意義がある。 | 2 |
| 全般 | | 昨秋の懇談会の意見・要望はどのように討議・検討されたのか。公表されないのか。討議の過程が大切だと思う。 | 3 |
| 全般 | | 自治の規範を示すはずの条例が、努力目標を期待する文体になっているのはおかしい。問題の解決には、あるべき規制が必要。 | 4 |
| 全般 | | 本当に市(行政)は、公正で公平に透明性のある運営をしてくれるか疑問。詳細をはっきりと決めないと協働のまちづくり、情報の共有等本当にできるか疑問。素案は大変素晴らしいことが沢山書いてあるが、もう少し具体的に、「このようなことはこうします」「こう行政と共に協働して行ないます」とはっきり表記して欲しい。 | 5 |
| 全般 | | 市民が発言できる力になる条例であって欲しい。勇気が湧いてくるような条例であって欲しい。各団体、世代間、各地域で起こりうる多種多様な問題において、解決に向かって行動できるような突っ込んだ条例を考えて欲しい。今回の素案はまだまだ足らないし、使われそうもない内容だ。 | 6 |
| 全般 | | 「越谷市の憲法」というからには、やるのかやらないのか分からないような「・・・に努めます」というような言い回しはやめるべきです。<br>日本国憲法に則った表現にすべき。<br>日本国憲法の文末は① することができる② すること③ ければならない④ する⑤ できる⑥ 出来ない⑦ 保障する⑧ されない⑨ ならない⑩有する<br>となっている。<br>“越谷市自治基本条例は、『・・・に努めます』という表現が多すぎます。「努めます」<br>ということは、裏を返せばやらなくても良いと受け取られます。今すぐはやらなくてもよいが「近い将来やります」という表現にしないと条例として生きてこない。 | 7 |
| 全般 | | 二元代表、主権者双方に点検・検証に耐えうる日々の努力が足りないことに現状の課題がある。なあなあではいけない。越谷の最高規範があまりに緩やかなものでは機能しないし意味を持たないものになってしまう。 | 8 |
| 全般 | | 経済論的な考え方に流されてしまっては、より高いレベルでの公共サービス、人権の実現が難しくなる。人権の実現には、お金がかかります。コスト削減一辺倒では実現しない。公共サービスや市の職員の仕事のあり方、位置付けを明記するべき(不当な要求には毅然とした態度で臨む等)。 | 9 |
| 全般 | | 議会条例を作ることを促している点は評価できる。これくらいの表現が必要。 | 10 |
| 全般 | | 条例の実効性を評価するための第三者委員会を独立組織として新規スタートさせる必要がある。 | 11 |
| 全般 | | 自治の推進とは、国・県からの市の自治、市からの市民の自治の2つが混在していると感じる。 | 12 |
| 全般 | | ダブった文言が多い。もう少し整理できるのではないか。 | 13 |
| 全般 | | 旧住民と新住民では生活や文化が違う。マンション族やアパート族も考慮した条例が必要。 | 14 |
| 全般 | | 警察・消防・病院等を巻き込んだ「安全」「安心」な自治基本条例づくりを検討してほしい。 | 15 |
| 全般 | | 市民憲章の趣旨が自治基本条例に活かされているのか、既存条例との整合性についても確認したい。 | 16 |
| 全般 | | 「魅力あるまち越谷」という視点が大切。抽象的な表現より、具体的な表現にして欲しい。 | 17 |
| 前文 | | 文言の変更。表現が適切ではない。”道中”は旅の時々であり、日光街道は固有名詞である。「古くは日光道中の宿場町・・・」を「古くは日光街道の宿場町・・・」とすべき。 | 18 |

| 関連する章 | 関連する条 | 意見の概要 | № |
|---|---|---|---|
| 前文 | | 本条例は何年も使用するもので時期は不要。「半世紀余」を削除すべき。 | 19 |
| 前文 | | 文言の変更。”貴重”とは得がたいものという意味。農地は量的に貴重ではない。「水と緑の豊かなまち」としたいのは理解できる。「・・・貴重な農地が残る」を「・・・・減少してきているとはいえ、まだ30%近くの農地が残る水と緑の豊かなまち」とすべき。 | 20 |
| 第1章 | 第1条 | 市民の力を市政に反映させる新たなまちづくりの手法が問われており、条例の目的は「市政に関する基本的事項を定める」ではなく、「まちづくりに市民の力を最大限発揮できるようにする」というような表現が望ましい。 | 21 |
| 第1章 | 第2条 | 基本条例制定後にすぐ問われているのは、既存の条例・規則との整合性のチェックと体系化。これを規定化すべき。2条の既存条例の整合性確保は、誰がいつ・いつまでにやるのか不明。 | 22 |
| 第1章 | 第2・3条 | 「諸計画の策定及び施策の施行などすべてにおいて・・・・・」とあるが、「すべて」と表現して良いのか。計画等は法律に基づいて行なうのではないか。基本条例は法律よりも上なのか。総則の3条、（主な用語の定義）に、越谷市から見た国・県・市の位置付けや関係も表記したほうがよい。 | 23 |
| 第1章 | 第3条 | 市政は市民情報に基づいて行なうことが最重要。市民情報に基づいて市政を策定し、その策定過程で市民に参加して貰い、市民と市の協働によって市政を運営することが大切。3条に追加すべき。<br>（5）市民情報　市民と市と議員との間で積極的な意見交換が出来て相互に納得のいく結論に達している市民生活問題情報。 | 24 |
| 第1章 | 第3条 | 「市民参加」の意味がはっきりしていない。「協働」の定義も規定されていない。「協働」は、「市民と行政が持てる資源をともに出し合い、対等の立場で協力して、共通の目的のために働くこと」と考える。 | 25 |
| 第2章 | | ①現実の社会では、仕事をもっている市民は市政討議参加には無理がある。<br>②議員の市民の接触は選挙近くにならないとやらない。<br>③議員に相談しても形式的な返事しか返ってこない。<br>④市の担当者のほうが市民に接触する機会が多い。<br>以上から4条の前に新4条を挿入。<br>(市民情報入手の原則)<br>第4条　市及び議員は市民情報を入手するために積極的行動を行ないます。 | 26 |
| 第2章 | 第4条 | 「市民一人一人が人間として尊重され」は誰が尊重するのか。市(行政)からという意味か。 | 27 |
| 第2・3章 | 第7・8条 | 7条、8条が市民生活の安心、安全に関わるものだと思う。 | 28 |
| 第3章 | 第8条 | 8条「・・協働して豊かな地域環境を創造し・・」は「・・・豊かな地域環境を創造するために、ともに持てる力を最大限発揮し、協力しあって・・・・」と変更した方がよい。 | 29 |
| 第3章 | 第9条 | 9条に5項を追加。<br>「5　市民情報に基づいて、前各条記載の実効ある成果を求めます。」 | 30 |
| 第3章 | 第9条 | 自治基本条例制定後のまちづくりの課題として、WHOが災害・事故・保健・衛生・自殺・暴力等の基準を認定しているセーフ・コミュニティを検討されたい。 | 31 |
| 第3章 | 第9条 | 当地には農地が沢山残っているが、建築廃材や産業廃棄物の不法投棄の山があり子ども達の育成に危険が生ずる。3章「地域の自然環境創出」等の趣旨を生かし、行政にも働きかけ、”安全と美しいまちづくり”に活用していきたい。 | 32 |
| 第4章 | 第10条 | 子どもを権利主体として考える見方は可だが「市政に参加する権利」とはどのようなイメージか。 | 33 |
| 第4章 | 第11条 | 財政の破綻は健全な自治体の崩壊といえる。市民の責務に3項を追加すべき。<br>(案)「3　市民は、市財政に常に監視を行い経済的で健全な自治体の維持に努めます。」 | 34 |

| 関連する章 | 関連する条 | 意見の概要 | № |
|---|---|---|---|
| 第4章 | 第11条 | 第11条の末尾の文言は「努めなくてはならない」とし、シバリの文言に言い換えたい。 | 35 |
| 第4章 | 第12条 | 「まちづくり」は人づくり。市民は、市民活動やボランティア活動に積極的に参加し、市民力を高める努力が必要。 | 36 |
| 第4章 | 第12条 | 自治会への加入率が低下している。これを何とかしたい。日本は農耕民族で、一人では生きて行けない。助けあわなければいけない。自治会へ加入するよう強く訴える文言を入れて欲しい。 | 37 |
| 第4章 | 第12条 | 地方自治の自主自立が大事。地方自治の主体は、市町村。その核は自治会と理解している。 | 38 |
| 第4章 | 第12条 | 12条に関して、地域コミュニティ組織の定義を規定すべき。ここでは、地域環境の整備（ゴミ・清掃活動等）、親睦（夏祭り等）、防災対策、自治会活動等、問われている課題を記述すべき。 | 39 |
| 第4章 | 第12条 | 12条の3、地域コミュニティ組織と市民活動団体は、一方的に「連携したり、協力しあうべき」とせず、「必要な場合」等を入れてはいかがか。 | 40 |
| 第4章 | 第12条 | 自治会活動に展開出来るような具体的な推進方法を明示して欲しい。 | 41 |
| 第5章 | 第13条 | 第13条の2．3．4の末尾の文言はすべて「努めなくてはならない」と、シバリの文言に言い換えたい。 | 42 |
| 第5章 | 第13条 | 13条、「市民の意見」を「市民情報」と変更すべき。 | 43 |
| 第5章 | 第14条 | 公費の使用は透明性を明記するべき。議員の責務に4項を追加すべき。<br>(案)「4　議員は、公費の使用にあたっては透明性をもって説明できるよう努めます。」 | 44 |
| 第5章 | 第14条 | 14条、「市民の意見」を「市民情報」と変更すべき。 | 45 |
| 第5章 | 第14条 | 14条に4項を追加。「4　議員は、市民情報入手のため積極的行動を行ないます。」 | 46 |
| 第5章 | 第3・15条 | 15条の3、市民の「負託」を「信託」に言い換えるべき。3条(3)に「市民の信託」と書いてあるのだから、整合性からいって『信託』とすべきです。また、文末は「応えなくてはならない」と言い換えるべき。 | 47 |
| 第5章 | 第16条 | 市職員の責務に次の文言を挿入すべき。<br>(案)「・・・働く者として自己啓発に努め、その能力の・・・・」 | 48 |
| 第5章 | 第16条 | 16条に3項を追加。「3　市職員は常に市民の目線にたち、市民生活の向上や問われている政策課題に創意を持って積極的に取り組みます」としてはどうか。 | 49 |
| 第5章 | 第17条 | 17条、公益通報について、誰に通報するのでしょうか。方法や期限、通報先を決めておく必要があります。通報できなかった時も許す方向で考えるべき。 | 50 |
| 第5章 | 第17条 | 17条、公益通報は大切なことですが、誰に通報するのでしょうか。市長ですか監査機関ですか。明記すべきです。 | 51 |
| 第5章 | 第17条 | 17条、公益通報について、通報の通報先・方法・期限を定めておく。通報できなかった時の対応も明記しておくべき。 | 52 |
| 第5章 | 第18条 | 18条の2、「行政は、多様な市民の要望を・・・」とあるが、「多様な市民の要望」とは何か。一般市民のほか子どもについて触れてあるが、障がい者への配慮を示した文言が無い。「行政は、障がい者・高齢者を含む多くの市民の多様な要望を・・・」とされたい。 | 53 |
| 第5章 | 第18条 | 18条　「市民の要望」を「市民情報」と変更。 | 54 |
| 第5章 | 第19条 | （財政運営）第19条に、4項を追加すべき。<br>(案)「4　財政評価は、毎年外部による団体で実施し、より効率的・効果的な財政出動を図ります。」 | 55 |
| 第5章 | 第19条 | 越谷市の財政状況及び医療機関、介護機関、特に市立病院の運営（経営内容等）を市民に公表する仕組を入れるべき。 | 56 |
| 第5章 | 第19条 | 19条の的確な実施をお願いします。 | 57 |
| 第5章 | 第19条 | 19条3項で”分かりやすく公表する”とあるが、もっと具体的表現が欲しい。財政収支の赤字・黒字の有無。インターネットでの公表等。 | 58 |

| 関連する章 | 関連する条 | 意見の概要 | № |
|---|---|---|---|
| 第6章 | 第22条 | 22条の2、「･･･その結果を」の次に「すみやかに」を加えたい。 | 59 |
| 第6章 | 第23･26条 | 23条、26条に関して、「市民参加」とは「意見を述べる･募る」だけか。多様な参加の方法を具体的に記述する必要があるのではないか。市民参加とは、参加しやすい環境や条件の整備･参加の形態･事前の情報提供など最低限このような原則に触れるべき。 | 60 |
| 第6章 | 第26条 | 26条の2、最後の文言「取りまとめて」の後に「すみやかに」を加えたい。 | 61 |
| 第6章 | 第27条 | 27条、住民投票請求の1／50署名は、画期的ではあるが、逆に簡単に請求出来るイメージも問題だ。請求内容に縛りをかけるべき。 | 62 |
| 第7章 | 第28条 | 推進会議における諮問事項は施行規則で取り上げて欲しい。 | 63 |
| 第7章 | 第28条 | 28条の推進会議はまず、既存条例等のチェックをすべき。推進会議が検討する内容を具体的に示すことが必要。 | 64 |
| 第7章 | 第28条 | 推進会議には、議員はメンバーに入れないでほしい。第三者の公平な意見が大切だと思う。 | 65 |
| 第7章 | 第29条 | 条例改定を定期的にするよう規定すべき。 | 66 |
| その他 | | 審議会や勉強会等の機会･場所を沢山設け、積極的に情報を提供することを望む。 | 67 |
| その他 | | 大事な掲示物は裏表両面を見せて掲示したい。自治基本条例だよりの各自治会への配布は今の倍にして欲しい。 | 68 |
| その他 | | 条例違反に対する規則を作って欲しい。 | 69 |
| その他 | | この条例の施行までの日程を発表して欲しい。 | 70 |
| その他 | | 明るいまちにして欲しい。暗い道には街灯をつけて欲しい。 | 71 |
| その他 | | 郷土芸能保存協会として、お面、太鼓、衣装を揃えたい。郷土芸能保存のために助成をしていただきたい。 | 72 |
| その他 | | 築40年の自治会館を建て替えたい。現在地は借地なので立替が難しい。自治会館占有地の購入交渉に市も参加して欲しい。 | 73 |
| その他 | | 市民情報は市民に接しなければ得られません。これには時間と経費がかかりますが、あまり時間と経費のかからない方法がありますので提案します。<br>1．市のＨＰに市民の意見投稿欄を設ける<br>2．広報を市のＨＰに表示<br>3．小中高生用の学習資料を無料で入手できる方法（インターネット利用）を市のＨＰに載せる<br>4．各種相談窓口は受身的を改め、積極的に情報収集する工夫をする<br>5．市役所に市民問題相談窓口を設ける<br>6．公民館等に市民情報寄稿受付の案内文を展示する<br>7．上記を広報する | 74 |
| その他 | | 日本人の魂を入れる教育が大事。学校教育･家庭教育で、教えるような文言を入れて欲しい。 | 75 |
| その他 | | 教職員の意見を反映することが条項にあるか。学校予算の使い方など、実状を反映せず、ムダな使い方をしている。教職員の声を反映させるべき。 | 76 |
| その他 | | 小中学校の教員はどのような位置付けなのか。小中学校の教員を行政の職員の中に、ひとまとめにした考えで良いのか。 | 77 |
| その他 | | 心理的部分の育っていない時期（乳幼児期･思秋期･青年期）のケアやサポートが大切。 | 78 |